

自動車運転契約書

豊前市議会議員一般選挙候補者 _____ (以下「甲」という。)

_____ (以下「乙」という。)は、甲が使用する公職選挙法

第141条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結するものとする。

1 運転目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために運転する。

2 運転する期間

令和 6 年 3 月 ____ 日 から 令和 6 年 3 月 ____ 日まで ____ 日間

原則として毎日 ____ 時 ____ 分から ____ 時 ____ 分まで

3 契約金額 _____ 円

(1日につき _____ 円)

4 運転する自動車の登録番号又は車両番号 _____

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、豊前市議会議員及び豊前市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例に基づき、豊前市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、豊前市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は豊前市に請求ができない。

6 その他

この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

令和 6 年 ____ 月 ____ 日

甲 豊前市議会議員一般選挙候補者

住 所

氏 名

Ⓜ

乙 住 所

氏 名

Ⓜ